三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字江馬木屋三一六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町岩井字持山谷一四〇の三、一六〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字持山谷一四〇の三・一六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県唐津市屋形石字竹ノ浦三四六八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三十五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県武雄市朝日町大字中野字中ノ館七〇三四の一、七〇三五の一、七〇三五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三一五六の一一、三一五六の一四から三一五六の一六まで、三一五八の二、三一七三、三一五六の二地先、三一七四の二地先、三一七五地先、三二八五の二地先、三二九二の一地先、三二九四地先
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県藤津郡太良町大字伊福字矢答甲一〇七九、甲一一〇八の一九、甲一一〇七九地先、甲一一〇八の一九地先
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千束川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二〇度五六分三五秒　一号
六五一〇・三一六メートルの地点
標柱一号から五六度四五分〇一秒　二号
一〇二・一五六メートルの地点
標柱二号から八五度三〇分四二秒　三号
一六・四一四メートルの地点
標柱三号から一三六度五三分〇七秒　四号
二四・一〇六メートルの地点
標柱四号から一六二度二二分五三秒　五号
六・九一四メートルの地点
標柱五号から一六八度〇九分二〇秒　六号
四九・九一七メートルの地点
標柱六号から一九九度三三分五九秒　七号
六一・四六四メートルの地点
標柱七号から二〇六度四一分二九秒　八号
三〇・六三七メートルの地点
標柱八号から二二一度二八分三七秒　九号
一一・五六六メートルの地点